

様式第十四号 (第十八条関係)

表

裏

第 身 分 証 明 書	職名及び氏名
住 所	右は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（駐留軍用地特措法）第二十五条第二項において準用する土地収用法第六十五条第一項第三号の規定に基づいて左記の土地又は物件を实地に調査する者であることを証明する。
所 在 地 又 は 物 件	
年 月 日	
	防衛大臣 ㊟

駐留軍用地特措法抜すい

**第二十五条** 防衛大臣は、第二十三条第一項若しくは第三項又は前条第一項の規定により行う裁決（以下「代行裁決等」という。）の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する職員（以下「指名職員」という。）に行わせることができる。

2 土地収用法第六十二条から第六十五条の二までの規定並びに同法第六十五条の規定に係る同法第四百一条第一号及び第四百四十四条から第四百六条までの規定は、代行裁決等の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第六十二条から第六十五条の二まで及び第四百一条第一号中「収用委員会」とあるのは「防衛大臣」と、同法第六十三条から第六十五条までの規定中「起業者、土地所有者」とあるのは「地方防衛局長、特定土地等の所有者」と、同法第六十三条第三項中「事業の認定」とあるのは「土地等の使用又は収用の認定」と、同法第六十四条中「会長又は指名委員」とあるのは「防衛大臣又は指名職員」と、同法第六十五条第三項中「第六十条の二」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項」と、同法第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と読み替えるものとする。

駐留軍用地特措法第二十五条第二項において準用する土地収用法抜すい

**第六十五条** 防衛大臣は、第六十三条第四項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

三 現地について土地又は物件を調査すること。

3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を实地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。